

公共工事の発注者としての 共通認識の確認と共通の取り組み

① 共通認識の確認

- ◆ はじめに
- ◆ 公共工事の発注者としての共通認識の確認
- ◆ 第三次・担い手3法(令和6年改正)と品確法運用指針について
- ◆ ダンピング対策について

② 共通の取り組み

- ◆ 工事書類のスリム化について
- ◆ 工事書類の相互乗り入れについて

① 共通認識の確認

はじめに
(発注者の責務と品確法の目的)

工事の平準化や週休2日を進めるのはなぜ？

- ◆ 企業は工事を受注してくれているので問題は発生していない
- ◆ 週休2日は企業の問題だ
- ◆ 安く受注することは悪いこと？

という声

協議会での取り組み

私たち国・県・市町村の仕事はなに？

- ◆ 河川や道路、上下水道の整備、まちづくり など

河川や道路、上下水道、まちづくりの整備は何のためにやっているのか？

- ◆ 国民、県民、市民、町民、村民の暮らしをよくするため
- ◆ 安全・安心なまち、冬期も安心して通行、商業・工業施設が立地し、雇用創出、地域が活性化

公共工事の目的

役所は予算を確保することはできるが、工事は建設会社によってももらわないとできない

- ◆ 能登半島地震では、地元の建設会社が応急復旧を担当
- ◆ 大手ゼネコンが対応しても下請けが必要
- ◆ やるべき仕事はいっぱいある
- ◆ 建設会社が仕事を続けられる環境づくりが必要！

建設会社の必要性

建設会社は自分で経営環境を変えられない（決められない）

- ◆ 工期、金額、施工時期等を決めるのは発注者 → 発注者が変えなければならない
- ◆ 工期：適正な工期設定、週休2日
- ◆ 金額：予定価格、最低制限価格の設定、最新積算基準の適用
- ◆ 施工時期：平準化、柔軟な工期設定

発注者の責務

品確法で具体的な
取り組み内容を明示



協議会での取り組み

公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)の目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和6年6月19日 施行)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む。)、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。



発注者の
責務

建設会社の
必要性

公共工事の
目的

協議会での
取り組み

公共工事の発注者としての共通認識の確認

公共工事の発注者としての共通認識の確認

建設業の現状

担い手の確保及び働き方改革

- ◆ 人手不足（入職者減・離職者増・高齢化進行）
- ◆ 長時間労働が常態化（週休2日も未確保）

建設業が支える役割の増加

- ◆ 気候変動により、自然災害が頻発、激甚化
- ◆ 社会資本の老朽化（維持管理の必要性が増加）

担い手3法の改正（第三次・令和6年）

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正

施工時期の平準化

課題・現状

- ◆ 繁忙期（年度末）と閑散期（4～6月）
 - ・ 繁忙期：業務量増、休暇取得困難、長時間労働。
 - ・ 閑散期：業務量減、収入不安定、機材過剰。

対策 年間を通じて安定した工事量を確保

平準化の取り組み『さ・し・す・せ・そ』

- （さ）債務負担行為の活用
- （し）柔軟な工期の設定
- （す）速やかな繰越手続
- （せ）積算の前倒し
- （そ）早期執行のための目標設定

期待される効果

- 技能者処遇改善
- 経営安定化
- 入札不調不落抑制

週休2日の確保（働き方改革の推進）

課題・現状

- ◆ 建設業の産業特性として工期を最優先
- ◆ 給与形態・雇用形態（技能者の多くは日給制）
- ◆ 罰則付きの時間外労働規制が適用（R6.4～）

対策 より働きやすい職場環境づくりの推進

- ・ 適正な工期設定、長時間労働の是正
- ・ 必要となる費用の予定価格への反映
- ・ 労務費のダンピング防止、施工時期の平準化

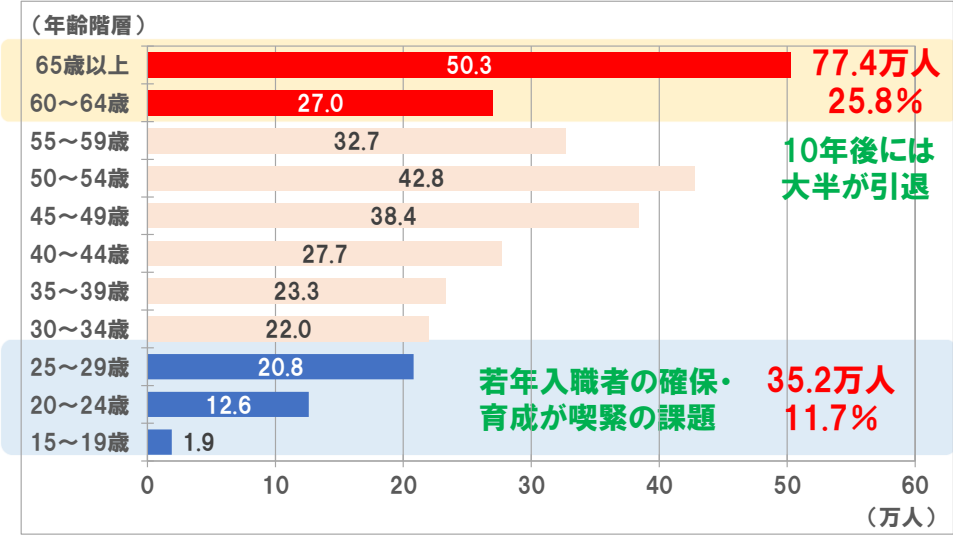
期待される効果

- 従事者の処遇改善、健康確保
- 適正な利潤の確保
- 将来の担い手の確保

担い手の確保及び働き方改革

◆ 人手不足（入職者減・離職者増・高齢化進行）

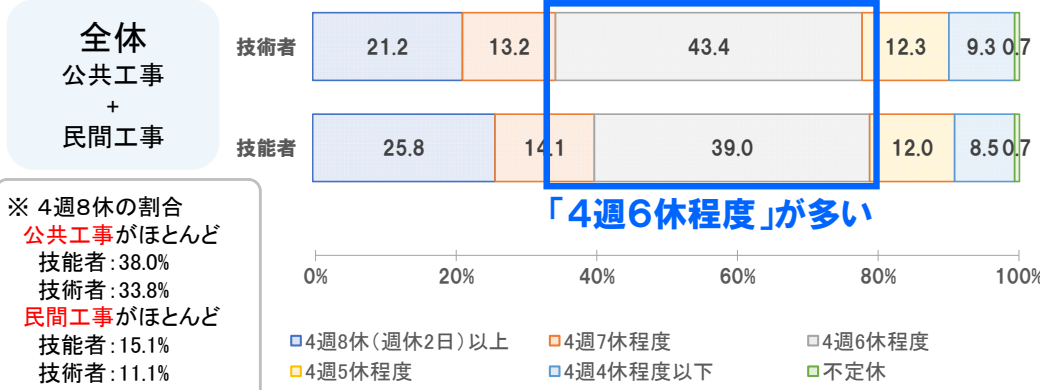
建設従事者の年齢構成分布(全国)



出所:総務省「労働力調査」(令和6年平均)をもとに国土交通省で作成

◆ 長時間労働が常態化（週休2日も未確保）

建設業における平均的な休日の取得状況



公共工事の方が「4週8休」の割合が高い

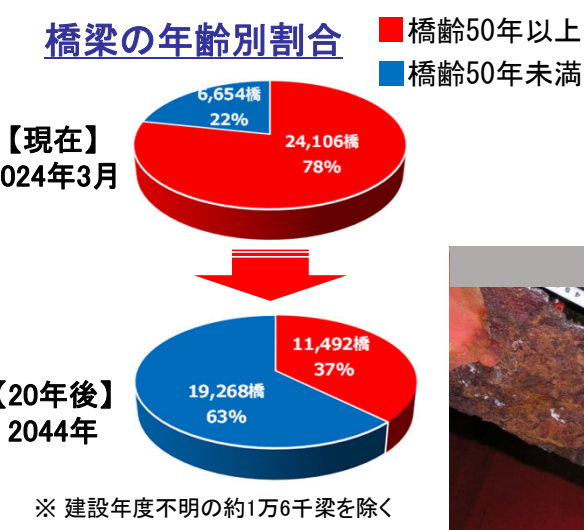
出典:国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」(令和6年8月6日公表)

建設業が支える役割の増加

◆ 気候変動により、自然災害が頻発、激甚化



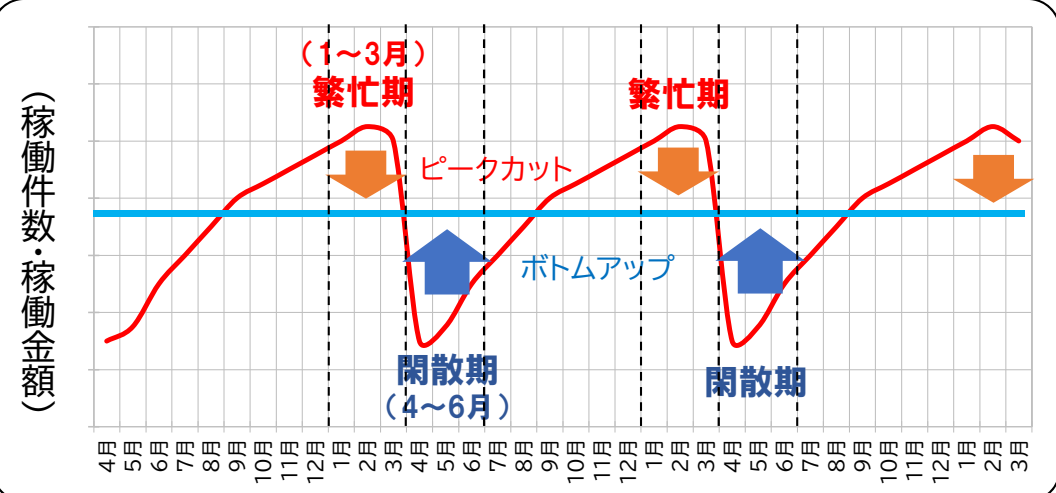
◆ 社会資本の老朽化（維持管理の必要性が増加）



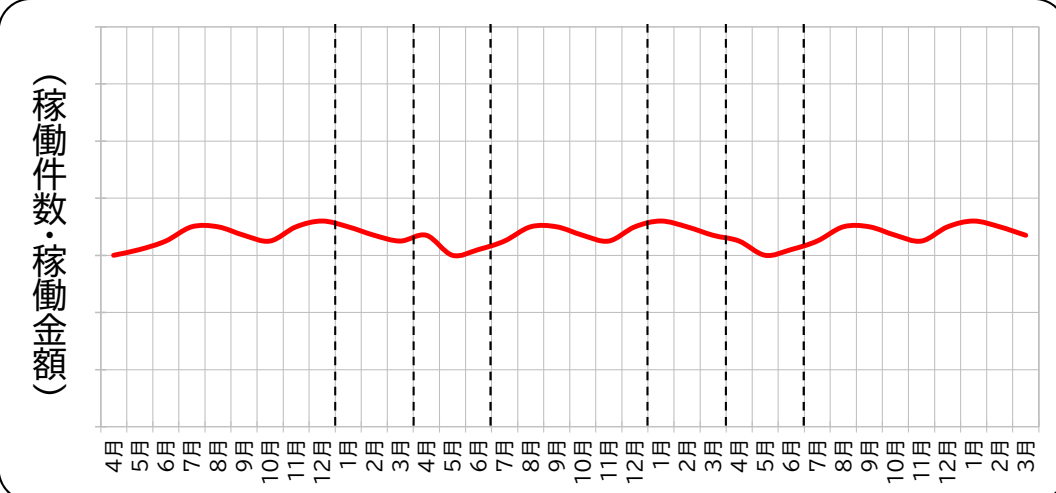
施工時期の平準化

- ◆ 公共工事は、予算成立後に入札契約手続を行うことが一般的であり、**第1四半期は工事が減り、年度末に工期末が集中する傾向**。
- ◆ 年度内の時期において、工事量の繁閑に大きな差が生じるため、受注する建設企業の人材や資機材の効率的な活用等に支障が生じる。
- ◆ 発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化（平準化）を図ることが必要。

従来イメージ



平準化イメージ



◎課題(背景)

年間の工事量が不安定

- 繁忙期（年末～年度末）：
業務量増、休暇取得困難、長時間労働。
- 閑散期（4～6月）：
業務量減、収入不安定、機材過剰。

人手不足（入職者減・離職者増）の要因の一つ

◎対策

平準化の取り組み『さ・し・す・せ・そ』

- （さ）債務負担行為の活用
- （し）柔軟な工期の設定
- （す）速やかな繰越手続
- （せ）積算の前倒し
- （そ）早期執行のための目標設定

◎期待される効果

年間を通じて安定した工事量を確保

- 人材や資機材の効率的な活用
- 技能者処遇改善、経営安定化
- 入札不調不落抑制

将来の担い手の確保

週休2日の確保(働き方改革の推進)

令和6年4月より建設事業に罰則付きの時間外労働規制が適用

法令改正	2018年度 (H30)	2019年度 (H31・R1)	2020年度 (R2)	2021年度(R3) 2022年度(R4) 2023年度(R5)	2024年度～現在 (R6～現在)	罰 則
【一般則】 年720時間の適用	2018年6月29日 働き方改革 関連法 可決・成立	4月1日から 大企業に適用	4月1日から 中小企業に適用			6ヶ月以下 の懲役 又は 30万円以下 の罰金
【建設事業】 年720時間の適用※1、2		5年間の猶予期間			令和6年4月1日から 適用	

※1 建設事業は、災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用(一般則と同じ)。
※2 残業時間の上限(原則): 月45時間、年360時間。
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合の上限(特別条項): 年720時間以内(月平均60時間)、複数月平均80時間以内、月100時間未満。

◎課題(背景)

- ◆ 工期までの完成、長時間労働の常態化
(工期を最優先とする産業特性)
- ◆ 繁忙期と閑散期
 - ・繁忙期は業務量が大幅に増加。
 - ・工期遵守が優先、残業時間も増加。
- ◆ 給与形態・雇用形態
(技能者の6割以上が日給制)
 - ・日給制は、稼働日が減ると収入が減少。
- ◆ 経費の問題
 - ・工期が延びることにより経費も増加
- ◆ 人材不足(労働力不足)
(入職者減・離職者増・高齢化)

◎対策

- 工期設定の適正化(工期の見直し)
(週休2日を前提とした工期の設定)
- 施工時期の平準化
- 給与形態・雇用形態の見直し
(社員化・月給制)
- 週休2日工事等の実施
(実施状況に応じた経費の補正)
- 生産性の向上
 - ・ICT技術の全面的な活用
 - ・規格の標準化(Co工)

◎期待される効果

- 長時間労働の是正
- ワーク・ライフ・バランスの改善
- 年間を通じて安定した工事量を確保
- 人材や資機材の効率的な活用
- 経営安定化、入札不調不落抑制
- 従事者の処遇改善、健康確保
- 働きやすい職場環境づくりの推進
- 適正な利潤の確保
- 将来の担い手の確保
- 人手不足(労働力不足)の解消
- 建設業・公共工事の持続可能性を確保

◆ 北陸地方整備局と関係業団体との意見交換会を通じて得られた意見・要望等

週休2日工事の拡大について

- ・ 週休2日工事の拡大
(対象件数の増加。週休2日の完全実施。)
- ・ 全ての発注機関が同じ目線で取り組みを実施。

ダンピング対策について

- ・ 適正な利潤を確保できる予定価格の設定
- ・ ダンピング対策の実効性の確保

DXの拡大について

- ・ 地方自治体発注工事におけるICT施工の拡大

ウィークリースタンスの拡大・促進について

- ・ ウィークリースタンスを県市町村へ全面展開
- ・ 各業務で受発注者が実施状況を確認

スライド条項の適用について

- ・ 価格高騰への対応、的確な運用の徹底

第三次・担い手3法の徹底

- ・ 全ての市町村において「発注関係事務の運用に関する指針」を遵守
 - ① 最低制限価格の設定・活用の徹底
 - ② 適正な工期設定、余裕期間制度の活用
 - ③ 施工時期の平準化
 - ④ 適切な設計変更

監督・検査等について

- ・ 監督・検査等の円滑化の取り組みを自治体へ導入・推進
 - ① 工事円滑化推進会議の導入
 - ② 検査・工事書類の簡素化の推進
 - ③ 遠隔臨場の推進

関係業団体

- | | | |
|-------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| ・ (一社) 新潟県建設業協会 | ・ (一社) 全国建設業協会 (全建) 関東甲信越地方建設業協会 | ・ (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会 (PC建協) |
| ・ (一社) 富山県建設業協会 | ・ (一社) 建設コンサルタンツ協会 北陸支部 | ・ (一社) 道路建設業協会 (道建協) |
| ・ (一社) 石川県建設業協会 | ・ (一社) 全国測量設計業協会連合会 北陸地区協議会 | |
| ・ (一社) 全国建設業協会 (全建) 北陸地区建設業協会 | ・ (一社) 日本建設業連合会 (日建連) | |

ダンピング対策について

発注者の不利益にはならないという認識が蔓延る

- ◆ ダンピング受注はなぜダメなのか？
- ◆ 業者は、受注した金額でできるから安く入札するのでは？
- ◆ これまでも、特に問題は起きていない。だから、今の対応で大丈夫。
- ◆ うちの市（町、村）は今のやり方で問題は起きてない。
- ◆ ちゃんと、低入札価格調査はやっている。
- ◆ 業者はやれるというから、契約している。
- ◆ うちの市（町、村）はお金がないので、安く受注してくれるのはありがたい。

ダンピング受注が発生すると

工事実施時

- 無理な価格（コスト）の削減
- 下請に対する価格圧力
- 休日や夜間も工事（機械の稼働率を上げるため）
- 大幅な赤字の発生（必要な経費を確保できない）
- 技術者の数を削減して、工事コストを削減
- 工事や業務の手抜き等
- 安全対策の不徹底

公共工事等の品質確保に支障

過度な価格競争へ発展

- 低価格でなければ落札できない
- 低価格受注が常態化（負のスパイラル）
- 利益の確保が困難、下請け企業の倒産
- 賃金その他の労働条件の悪化
- 企業経営が困難

中長期的な担い手確保に支障
→ 業界全体が疲弊、持続が困難

ダンピング受注による弊害

- ◆ 公共工事を行う建設業者が減少
 - 入札の不調・不落が発生（工事を受注する業者がいなくなる）
 - 除雪を行う業者がいなくなる。
 - 災害復旧を行う業者がいなくなる。
 - 維持修繕ができない（施設が老朽化しても直せない）
 - 防災・減災機能の低下（災害による被害が拡大）
- ◆ 公共サービスの低下
- ◆ 地域公共交通やインフラ等の存続が困難
- ◆ 安定した社会経済活動が困難



市民生活に密接に関係する公共事業が将来にわたって持続的に行われるよう、入札契約制度においても担い手確保に資する工夫が必要

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)＜適正化指針:第2 4(1)＞

- ◆ ダンピング受注は、**工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等**につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要である。

ダンピング受注による弊害(受注者・企業)

- ◆ 工事や業務の手抜き等
→ 品質低下の懸念
- ◆ 下請業者へのしわ寄せ
- ◆ 公共工事等に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化
- ◆ 安全対策の不徹底
→ 労働災害を招く恐れ

ダンピング受注による弊害(建設業界全体)

- ◆ 公共工事等の品質確保に支障を来すおそれ
- ◆ 適正な利潤を未確保
- ◆ 建設業の若年入職者の減少の原因
- ◆ 担い手の育成及び確保が困難
- ◆ 建設業の健全な発達を阻害



公共工事の発注者として取り組むべきダンピング対策

- ◆ 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入
- ◆ 調査基準価格・最低制限価格の適切な水準での設定
(最新の中央公契連モデルの採用)
- ◆ 低入札価格調査の適切な実施によりダンピング受注を排除 など

低入札価格調査制度と最低制限価格制度の概要

	低入札価格調査制度	最低制限価格制度
制度概要	・ 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約 ・ ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約 ・ 「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合」の基準を作成 ・ その基準に該当した場合、<u>契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査</u>	・ 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約 ・ ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約 ・ 予め<u>最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能</u>
関係法令	<u>会計法、予算決算及び会計令</u> 法第29条の6第1項ただし書、令第84～90条 (一般競争／指名競争契約) <u>地方自治法、地方自治法施行令</u> 令第167条の10第1項 (一般競争／指名競争入札)	<u>地方自治法、地方自治法施行令</u> 令第167条の10第2項 (一般競争／指名競争入札)

- ◆ 最低制限価格制度は、「地方自治法施行令」での規定。会計法、予算決算及び会計令では、「低入札価格調査制度」を設定することとしている。
- ◆ そのため、低入札価格調査制度の「調査基準価格」と「最低制限価格」は、法令上別である。
- ◆ 低入札価格調査の価格による失格基準の具体的な設定方法は、示されておらず、各地方公共団体の状況に応じて適切に設定することとしている(工事の経費項目別の一定割合に相当する価格、工事の経費項目別の一定割合に相当する価格の合計等)。

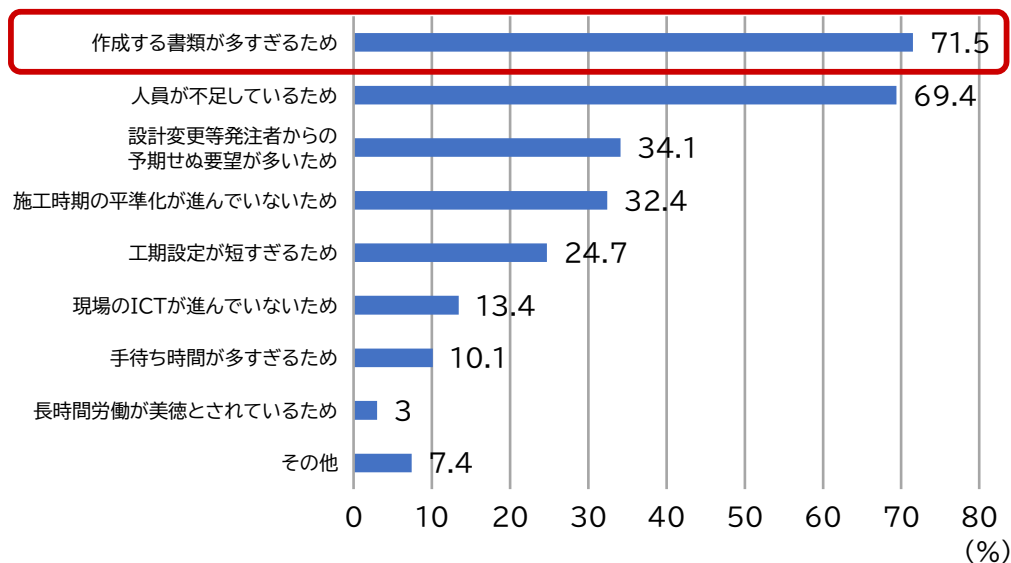
② 共通の取り組み

工事書類のスリム化について

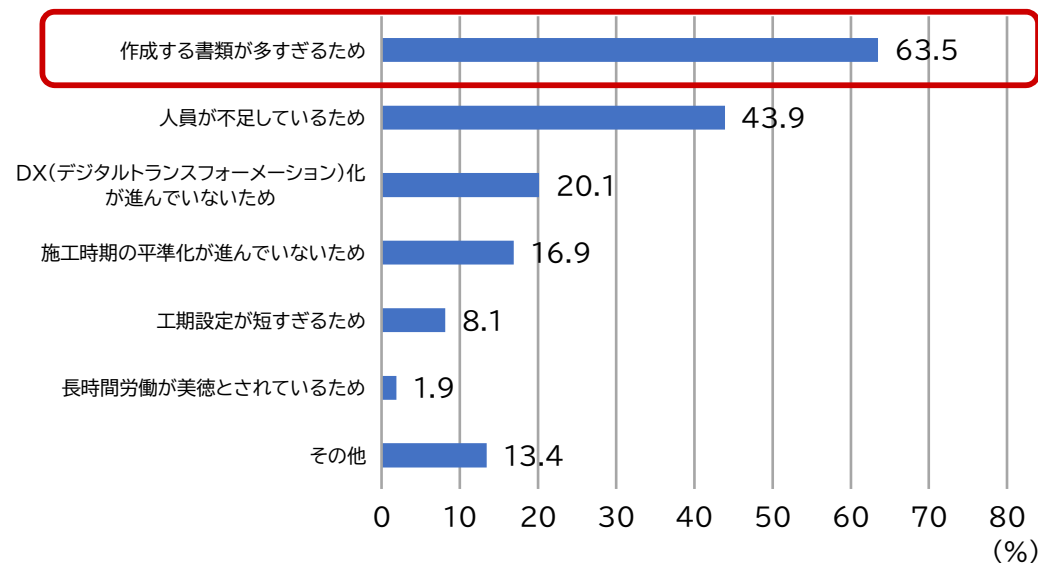
工事書類のスリム化について

時間外労働が多くなる理由についてのアンケート結果(R6調査)

時間外労働が多くなる理由【現場】（複数回答可）



時間外労働が多くなる理由【事務所】（複数回答可）



出典：(一社)全国建設業協会「労働環境の整備に関するアンケート」結果(R6.9)

調査対象：各都道府県建設業協会会員企業回答社数：2,367社

調査時期：令和6年7月1日現在の状況事業内容：土木1,539社、建築247社、土木建築513社、その他68社

- ◆ 時間外労働が長くなる理由は、現場・事務所ともに「作成する書類が多いため」が最多（現場：71.5%、事務所：63.5%）
- ◆ 令和6年4月より、時間外労働規制が適用。働き方改革実現のためにも作成する書類及び作成に係る時間の削減が必要

現場技術者の負担軽減を図るため、工事書類のスリム化の取り組みを実施

「工事書類スリム化ガイド」 更なる高みへを目指して

- 工事書類のスリム化や受注者・発注者間における役割分担の明確化など、現場技術者の負担を軽減を図るため、令和6年2月に「工事書類スリム化ガイド」を作成
- 「工事書類スリム化ガイド」を活用する受発注者からの意見を参考に、令和8年3月に改訂
- 責任者の参画による初回打合せで、スリム化ガイドを遵守することを受・発注者で理解・確認し、実践することで、建設現場における生産性向上・働き方改革を更なる高みに導く

R6.2 初版作成



現場で活用

生産性向上
等説明会で
周知徹底



直轄工事(土木)施工の技術者を
対象にアンケート調査を実施

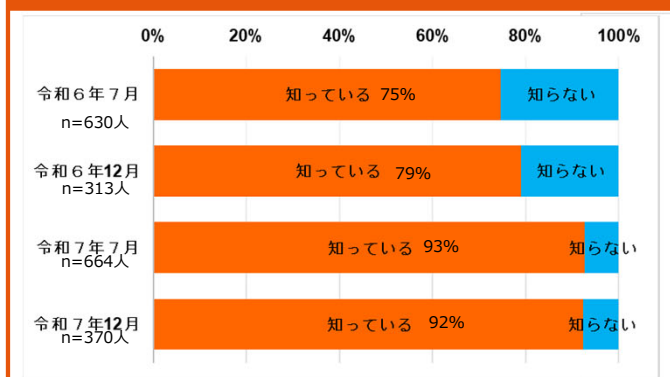
意見

R8.3 改訂

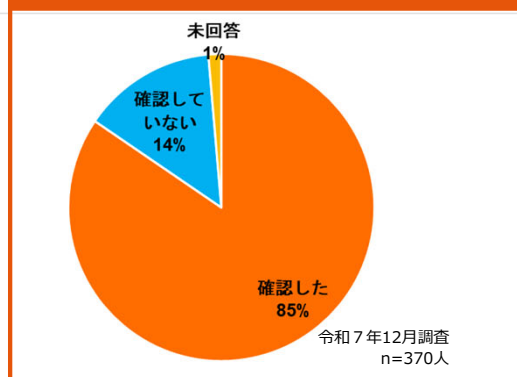


1. 受注者と発注者の適切な役割分担
2. 受注者と発注者のコミュニケーションによる円滑な施工
3. 真に必要な書類のみを適時作成
4. 電子データの活用によるペーパーレス化
5. 情報通信機器の活用等により、各種打ち合わせ・段階確認・検査等を効率化

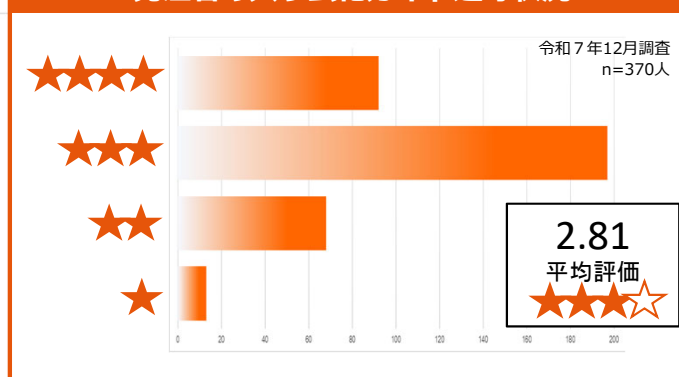
スリム化ガイド認知度調査



スリム化ガイド受発注者間で遵守



発注者のスリム化ガイド遵守状況



「工事書類スリム化ガイド」改訂のポイント と 周知の徹底

◆目的

建設現場における生産性向上・働き方改革の実現に向けて、受発注者からの意見を参考に、現場で使いやすいよう、スリム化ガイド(第2版)に改訂

◆主な改定内容

- Web会議システムを活用し会議資料のペーパーレスを基本とする。
- 変更図面、数量計算書の作成は、原則発注者が行うが、協議により受注者で対応する場合は、発注者が費用を負担することについて記載。
- 創意工夫・社会貢献等に関する説明資料は、合わせて10項目を上限とする。
- 提出されがちな主な不要な書類の例をリスト化。
- 施工条件確認部会において、「スリム化ガイドの遵守」について受発注者双方で確認することを強調。
- 施工体系図の様式は、樹状図型式、表形式どちらでも良いことを明記。
- 使用するASPのベンダーについては指定しないことについて追記。

◆スリム化ガイドの周知

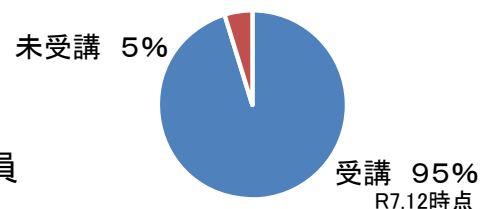
- 工事の生産性向上等説明会では、受発注者が対等の立場で共同し、コミュニケーションの充実を図るため、発注者(監督職員等)と現場技術員、受注者(現場代理人、主任・管理技術者)を対象として年2回説明会を実施。
- 工事の生産性向上等説明会で「工事書類スリム化ガイド」「工事施工の円滑化4点セット(別途改定)」について制度が正しく運用されるよう説明。
- R7年度より、発注者側の受講対象者を明確化し、認知度向上と理解度の向上に努めている。

＜受講対象者の見直し＞

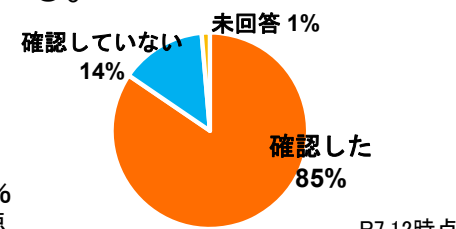
(R6まで)(受講は任意)
発注担当課職員
監督職員、検査職員



(R7以降)(対象者全員が受講)
副所長、工事発注担当課長、工事監督職員
その他の職員も可能な限り受講



監督職員等の受講状況



スリム化ガイド遵守の確認状況



「工事書類のスリム化」 各県における取り組みについて

新潟県

- ◆ 新潟県では、R7に「工事書類のスリム化」等、受注者の負担軽減に向け関係者から具体的な意見を聞きとり、工事書類作成マニュアル、標準仕様書の改定を行った。
- ◆ 「工事書類のスリム化ガイド(仮称)」の作成に着手。

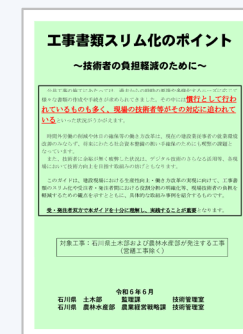
富山県

- ◆ 富山県では、R7.3に富山県建設業協会の協力を得て、「工事書類スリム化ガイド」策定し、R7.4より運用開始。
- ◆ 建設業者や監督職員からの意見を踏まえ、R8.3にガイドを改定。
- ◆ 引き続き建設業者と意見交換を行い、よりわかりやすく、使いやすいガイドとなるよう、年度内に改定予定。



石川県

- ◆ 石川県では、R6.6に「工事書類スリム化のポイント」を策定し、市町へも参考送付している。



工事書類の相互乗り入れについて

直轄工事様式と自治体様式の相互乗り入れに向けて

令和6年能登半島地震関連の工事で直轄工事を受注したことがない受注者の負担軽減を図るため、国土交通省と自治体間で工事関係書類の様式が異なる課題への対応として、一部様式を除いて石川県で運用している工事関係書類の様式を使用しても良いこととしました(片乗り入れ)。

令和8年度は、「片乗り入れ」の取り組みを新潟県、富山県、石川県(全域)、新潟市の工事も対象とし、拡大します。 今後は、直轄工事と自治体工事で、どちらの工事関係書類様式も使える相互乗り入れを目指します。

国土交通省標準様式

石川県様式

様式-1	様式-11 様式-12 (※備考欄参照)
様式-2	—
様式-3	様式-1 (※備考欄参照)
様式-4	様式-13 (※備考欄参照)

工事関係書類一覧表

石川県様式を使用する場合は、文章の一部異なる場合があります(※備考欄参照と記載がある詳細は、別紙「国・石川県の工事書類様式の対応表」を参照してください。
<https://www.hrr.mlit.go.jp/giijyutu/kansoka/>

直轄工事で、一部の自治体様式が使える(片乗り入れ)

直轄様式でも自治体様式でも使える(相互乗り入れ)

国・石川県の工事書類様式の対応表

No.37 段階確認書

国土交通省

石川県

様式-11
段階確認書
施工予定表

様式-12
段階確認書

国土交通省標準様式と新潟県、富山県、石川県、新潟市の様式との対応表を示し理解しやすくしています(整備局HPに掲載)

17